

告示

埼玉県告示第千百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和四年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

認定NPO法人森のECHICA

二 代表者の氏名

葭田 昭子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父市下吉田三千八百九番地

四 更新後の認定の有効期間

令和四年三月七日から令和九年三月六日まで